

当ファンドは、特化型運用を行ないます。

投資信託説明書

(交付目論見書)

2021.11.29

# ソフトバンクグループ& 日本企業厳選債券ファンド2021-12

愛称：SBGフォーカス2021-12

追加型投信 / 国内 / 債券



※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 | ファンドの運用の指図を行なう者

**PayPay アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第387号

設立年月日：2004年5月12日

資本金：95百万円、運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,570億円

(資本金・純資産総額は、2021年9月末日現在)

委託会社の照会先

照会ダイヤル：0120-580446 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ：<https://www.paypay-am.co.jp>

受託会社 | ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

**みずほ信託銀行株式会社**

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。  
また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	債券 社債	年1回	日本

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

1. この目論見書により行なう「ソフトバンクグループ&日本企業厳選債券ファンド2021-12」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2021年11月12日に関東財務局長に提出しており、2021年11月28日にその届出の効力が生じております。
2. 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
3. 投資信託の財産は、受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されています。
4. 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
5. ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1. ファンドの目的・特色

## || ファンドの目的

この投資信託は、配当等収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

## || ファンドの特色

### a. 主として、ソフトバンクグループの企業※が発行する債券に投資を行ないます。

※ソフトバンクグループの企業とは、ソフトバンクグループ株式会社ならびに同社の国内外の連結子会社および持分法適用関連会社をいいます。

- 債券(劣後債を含みます。以下、同じ。)への投資にあたっては、発行体の信用状況、当該債券の残存年限や利回り水準等を考慮し、銘柄選定を行なうことを基本とします。
  - ・ファンドの信託期間終了前に満期償還や早期償還が見込まれる債券に投資を行なうことを基本とします。
  - ・取得時において、BBB格以上の格付を有する債券に投資を行なうことを基本とします(格付のない場合には、委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

劣後債とは…

普通社債に比べて、法的弁済順位※が劣後した債券をいいます。利回りは一般に信用リスクや劣後債の固有のリスクにより、普通社債に比べて高くなっています。一般的に繰上償還条項が付されており、利払いの繰延条項が付されているものもあります。また、劣後債には、償還期限がある「期限付劣後債」、償還期限の定めがない「永久劣後債」があります。

※法的弁済順位とは、発行体が倒産等した場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。

- 債券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

- 当ファンドは、特化型運用を行ないません。一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高い特化型運用ファンドに該当します。
- 当ファンドは、主として、ソフトバンクグループの企業が発行する債券に投資を行なうため、信託財産の純資産総額の10%を超える支配的な銘柄が存在します。特に、ソフトバンクグループ株式会社が発行する債券に信託財産の純資産総額の35%を超えて投資を行なうことが見込まれます。また、同社以外にも支配的な銘柄が存在することも考えられます(ただし、同社以外は信託財産の純資産総額の35%以内とします。)。投資が特定の支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該銘柄の発行体に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

◇ソフトバンクグループの企業以外の企業が発行する債券にも投資を行ないます。

# 1. ファンドの目的・特色

## b. 信託期間が約4年10ヶ月の限定追加型の投資信託です。

- ・ファンドの信託期間は2021年12月28日から2026年10月28日までです。
- ・ファンドは、購入のお申込みを2022年1月7日まで限定して受付ける限定追加型の投資信託です。2022年1月8日以降、購入のお申込みの受付は行ないません。

## || 主な投資制限

- ①ソフトバンクグループ株式会社が発行する債券等への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は、行ないません。

## || 配分方針

- ①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※上記は今後変更となる場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、主として、債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### <主な変動要因>

<p>公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)</p>	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行となった場合、またはその可能性が予想される場合には、当該公社債の価格は大きく下落します。当ファンドが組入れている公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>また、劣後債は、普通社債などと比較して、以下のような固有のリスクがあり、一般的に価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。</p> <p>法的弁済順位が劣後するリスク:一般的に劣後債の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。そのため、発行体が倒産等した場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができないこととなります。また、劣後債は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、その格付けが更に下がる場合には、劣後債の価格が大きく下落する場合があります。</p> <p>繰上償還延期リスク:一般的に劣後債には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債は、市場環境等によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、もしくは実施されないと見込まれる場合には、当該劣後債の価格が大きく下落することがあります。</p> <p>利払い繰延リスク:劣後債には、利払いの繰延条項が付されているものがあり、発行体の財務状況や収益動向等によって、利息の支払いが繰り延べまたは停止される場合があります。</p> <p>損失負担条項に係るリスク:劣後債には、発行体が実質破綻状態にあると判断された場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合に元本の一部または全部が削減される、または発行体の普通株式に転換されるなどの条項が実質的に付されているものがあります。元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担することになり、元利金の弁済を受けられない場合があります。また、元利金が受け取れなくなることもあります。普通株式に転換された場合には、その価値が元本を大きく下回ることがあります。</p> <p>その他:組入銘柄が期限前償還された場合、再投資した利回りが低くなる場合があります。</p>
<p>特定の債券への 銘柄集中リスク</p>	<p>当ファンドは、特化型運用を行いません。特定の銘柄への集中投資を行いませんので、当該銘柄のリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該銘柄が基準価額に及ぼす影響が強くなり、大きな損失が発生することがあります。</p> <p>当ファンドは、主として、ソフトバンクグループの企業が発行する債券に投資を行なうため、信託財産の純資産総額の10%を超える支配的な銘柄が存在します。特に、ソフトバンクグループ株式会社が発行する債券に信託財産の純資産総額の35%を超えて投資を行なうことが見込まれます。また、同社以外にも支配的な銘柄が存在することも考えられます(ただし、同社以外は信託財産の純資産総額の35%以内とします。)。投資が特定の支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該銘柄の発行体に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

## 2. 投資リスク

### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

## 2. 投資リスク

### 参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

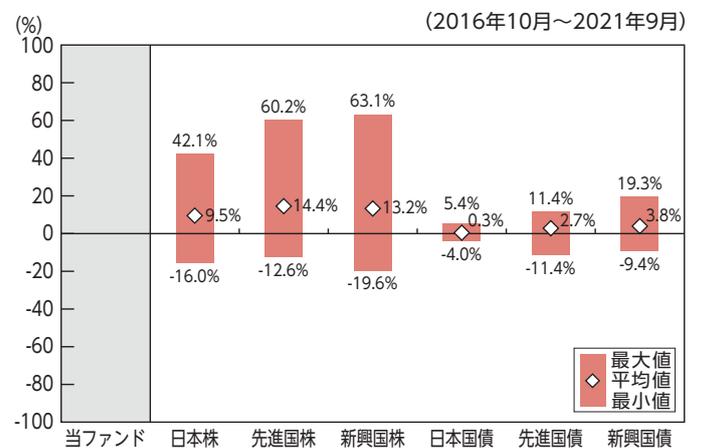
右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額については、表示可能なデータはありません。

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はございません。

#### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- \* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \* 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

#### <各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

## 3. 運用実績

当ファンドの運用は2021年12月28日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はございません。

### 分配の推移

該当事項はございません。

### 主要な資産の状況

該当事項はございません。

### 年間収益率の推移

該当事項はございません。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	①当初申込期間 1万口当たり1万円とします。 ②継続申込期間 購入申込受付日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金代金は、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までとします。
購入の申込期間	①当初申込期間 2021年11月29日から2021年12月27日までとします。 ②継続申込期間 2021年12月28日から2022年1月7日までとします。 ※2022年1月8日以降、購入のお申込みの受付は行ないません。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	2026年10月28日までとします(2021年12月28日当初設定)。
繰上償還	受益権の口数が20億口を下ることとなった場合、ソフトバンクグループの企業が発行する債券の発行体の信用状況、当該債券の利回り水準等を考慮し、当該債券の組入比率を高位に維持することが困難な状況が継続すると委託会社が判断した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年12月20日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	信託金の限度額は、500億円とします。
公 告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス <a href="https://www.paypay-am.co.jp/notification/">https://www.paypay-am.co.jp/notification/</a>
運用報告書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ◆ファンドの費用

#### ■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>1.65% (税抜1.5%)</b> を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため基準価額から控除され、信託財産中に留保される額です。

#### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <b>年0.418% (税抜年0.38%)</b> の率を乗じて得た額です。委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次のとおりです。	
		配分(税抜)
		役務の内容
	委託会社	年0.15%
販売会社	年0.20%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。		
その他の費用・手数料	①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。 ※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ◆税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



 PayPay アセットマネジメント株式会社